



鳥取県公報

平成18年7月25日(火)
第7807号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (523) (中部総合事務所農林局) 1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (524) (＃) 2
	土地改良事業計画の変更の同意 (525) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除 (526) (森林保全課) 3
	保安林の指定の解除予定 (527) (＃) 3
教委告示	臨時教育委員会の招集 (11) (教育総務課) 3
	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (12) (博物館) 4
警察本部	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (2) (警察県民課) 5
告示	
議会告示	鳥取県議会議員記章規程の一部改正 (7) (総務課) 5
公 告	クリーニング師試験の実施 (食の安全・くらしの安心推進課) 6
調達公告	落札者の決定 (行政経営推進課) 7
正 誤	平成18年7月18日付鳥取県告示第510号中訂正 8
	平成18年7月18日付鳥取県告示第511号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第523号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月25日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成18年9月1日から平成19年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び中部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第524号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月25日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡北栄町及び湯梨浜町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年9月1日から平成19年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破碎を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破碎又は焼却すること。

イ 破碎後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業三朝地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更に平成18年7月18日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成18年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字伴山1325の2
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第527号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷112の60、112の61、113の64、113の65
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第11号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年7月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年7月27日(木)午前10時15分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 教育委員会事務局局人事について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第12号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のように改正し、平成18年7月25日から施行する。

平成18年7月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点(ただし、審査員の氏名は、開示しない。)及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から1月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局	鳥取県美術展覧会第一次審査	第一次審査の総合得点	第一次審査の審査結果の通知日から1月間	鳥取県立博物館、中部教育事務所及び西部教育事務所

警 察 本 部 告 示

鳥取県警察本部告示第2号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成18年7月25日

鳥取県警察本部長 吉 村 幸 晴

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
自動車等運転免許試験事務	学科試験及び技能試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部運転免許課自動車運転免許試験場	自動車等運転免許試験事務	学科試験及び技能試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部運転免許課自動車運転免許試験場
処分者講習考査事務	考査の成績及び得点	考査の日から1月間	警察本部運転免許課自動車運転免許試験場				

議 会 告 示

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会議員記章規程（昭和38年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成18年7月25日

鳥取県議会議長 山 根 英 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(記章の着用)</p> <p>第1条 鳥取県議会議員は、本規程により議員記章(以下「記章」という。)を着用するものとする。<u>ただし、議長が特に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(記章の着用)</p> <p>第1条 鳥取県議会議員は、本規程により議員記章(以下「記章」という。)を着用するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、平成18年7月25日から施行する。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成18年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成18年10月4日(水)	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成18年10月4日(水)	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗濯物の処理に関する知識(薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)
 - イ 洗濯物の処理に関する技能(しみ抜き及びアイロン仕上げ)
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。
 - ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具
 - イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ(綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。)

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定される者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成18年8月21日（月）から同年9月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、平成18年9月8日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限って受け付ける。）

(3) 提出先

鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）又は県内各総合事務所に持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、普通書留又は信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成18年10月13日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は県内各総合事務所に照会すること。

(3) 郵便又は信書便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

(4) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | パーソナルコンピュータ等賃貸借及びソフトウェア購入 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成18年 6月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | リコーリース株式会社広島支社
広島県広島市中区八丁堀 5 - 7 |
| 5 落 札 金 額 | 78,417,360円 (月額1,633,695円。消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成18年 5月16日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部行政経営推進課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成18年7月18日付鳥取県告示第510号 (保安林の指定予定について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2
行 下から9及び10
誤 鳥取市
正 鳥取市役所

平成18年7月18日付鳥取県告示第511号 (保安林の指定予定について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3
行 10
誤 倉吉市
正 倉吉市役所